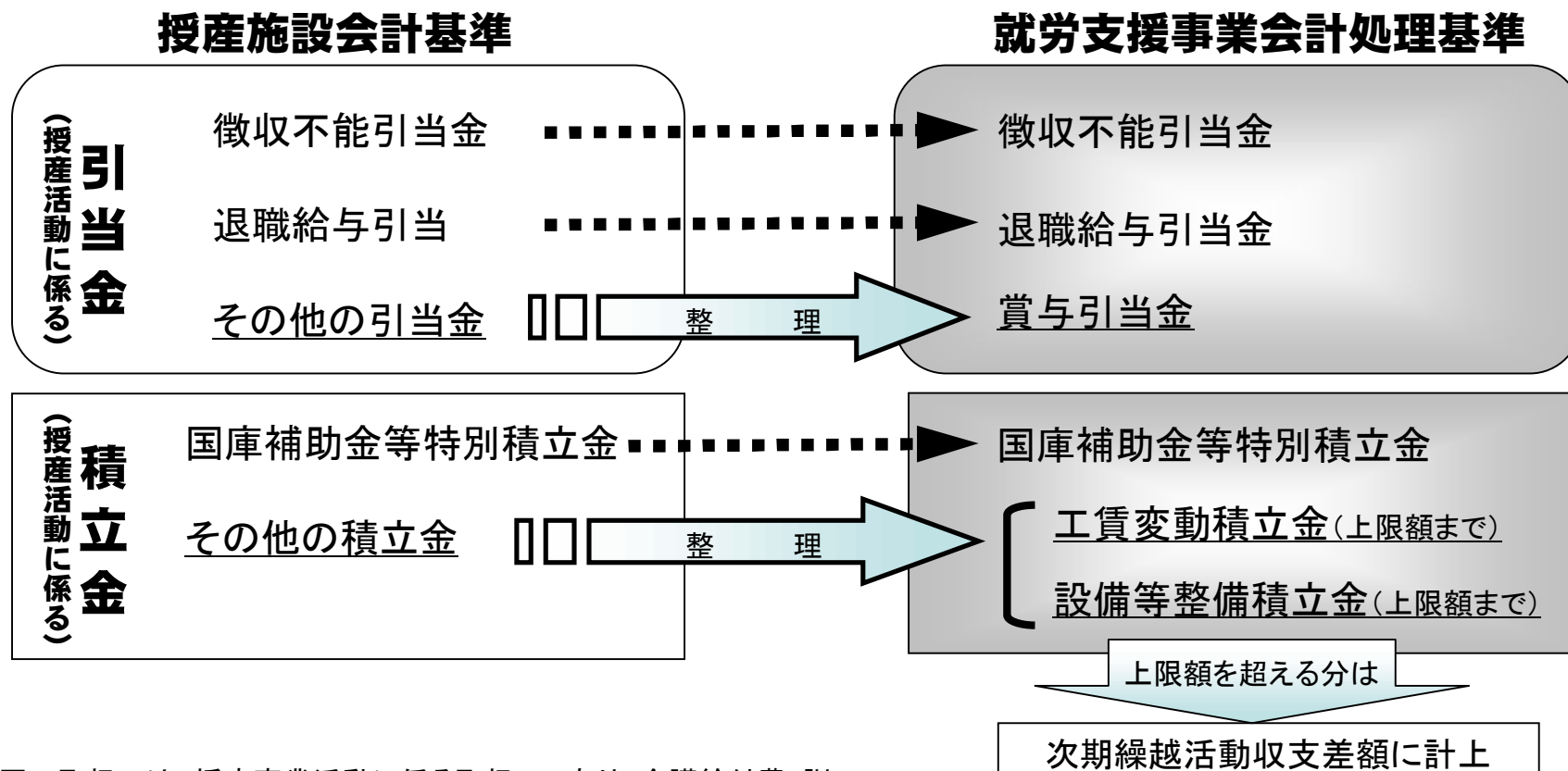


# 就労支援事業会計処理基準への移行の際の積立金等について

- 平成18年10月に制定した「就労支援の事業の会計処理の基準」に基づく会計処理については、最も早い場合には平成19年度決算から適用されることとなる。
- その際、授産施設会計基準において設置を認めている既存の積立金、引当金の就労支援事業会計処理基準への移行に伴う承継処理のうち授産事業活動に係るものについては、以下のとおり取り扱うこととする。



(注) 今回の取扱いは、授産事業活動に係る取扱いであり、介護給付費・訓練等給付費又は運営費補助金で賄われている福祉事業活動は該当しない。(福祉事業活動における取扱いは従前のまま)

次期繰越活動収支差額の処理等については、今後検討